

(十七) 海会、総幹がラシマにて主事 中央委員の忙みにて事ハ
アラ知ルテ居ヌキセキ中央委員主事ハ遠路ヲ取ル事多々ト言フ
事ヲ決議シタス

議長由来委員主事ハ遠路ヲ取ル事多々ト言フ
讀會省略シテ異議ナキヤ

(十四) 異議アリ由来委員主事ハ出来年三月乃至四月ノレハ
アラナイ某、短期間ニ於干何が故ニ遠路ヲ取ル必必要ナアル事為善處
アヘン等、決議ヲ出スハ一様ノ不信任ヲアルカラ施行シ、不賛成アアル
議長不信任、意味ヲ含ムニ居ル一不支持不信任、意味ハアリマセン

(十四) ラシミ不信任、意味ハ十イシテモアルニシテモソラ聞工久
主事ガ今後ハタクスルト聲明シテ居ルニシテ決議等スル必需要ハナ
アリマス

ト思フ。

(十八) 十四番ハ大慶道ヲ西キニ居ル幹チアルガ勇勵運動ニ重要視
シナケバナラニ通信事務アル其ニ詳シテ書説ガ居ライトカ、忙
ガシカソリカ言ハレヌが年才足リ十カツタカラヤマナカツタ言フノテハ
辯解ニアラナイ、私ハ提案來シ、余リニ實大ナルニ敬意ヲ表スルモノテ

議長此ノ問題ハ動議ガ成立シテ居リマス

第一讀會 第二讀會

(考外三) 亂八月末日主事中央委員ガ四島示定日才カラト辯明
シテ事ハ言説ガ居テナリムタヨリノ際因不ハナリカ現在土支部ア
止内、一部都ハ聯盟ニ加盟ニ事ガ出来ナリ支障ヲ來タシタリテ其